

テレワーク関係の 主な概算要求状況について

テレワークの推進（関係府省による連携）	・・・ 1
令和2年度におけるテレワークの普及促進に向けた政府全体の連携（全体像）	・・・ 2
＜テレワーク関係の主な概算要求状況について＞	
厚生労働省	・・・ 3
総務省	・・・ 8
経済産業省	・・・ 10
国土交通省	・・・ 15
内閣府地方創生推進室	・・・ 17
＜参考資料＞	・・・ 21

テレワークの推進

テレワークとは

- **ICT（情報通信技術）**を活用し、**時間と場所を有効に活用**できる柔軟な働き方。
- 働く方の性別や年齢、居住する場所等にかかわらず、様々な方の多様な生活スタイルに応じた働き方を可能とする。

※テレワークとは「tele＝離れたところで」と「work＝働く」をあわせた造語

<就業場所による分類>

①自宅で仕事を行う**在宅勤務**、②出張時の移動中などに公共交通機関内やカフェ等で仕事を行う**モバイル勤務**、③共同のワークスペースなどを利用して仕事を行う**サテライトオフィス勤務**の3形態に分類

<就労形態による分類>

企業等に雇用されている**雇用型テレワーク**と、個人事業主のような形態の**自営型テレワーク**に分類

政府目標と現状

- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）で政府目標を提示

政府目標①

令和2年までに
テレワーク
導入企業を
平成24年度比で3倍

<テレワーク導入企業の割合>



出典:総務省「通信利用動向調査」

政府目標②

令和2年までに
テレワーク制度等
に基づく**雇用型**
テレワーカーの割合を
平成28年度比で倍増

<制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合>



出典:国土交通省「テレワーク人口実態調査」

関係府省による連携

- テレワークは総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省の四省で連携して推進を図っている。
- 平成28年度より、4省副大臣による関係府省連絡会議を開催、連携の強化を図っている。

総務省（幹事省）

情報通信政策

テレワーク推進に資する高度情報通信基盤の整備及び利活用促進

厚生労働省

労働政策

適正な労働条件下における良質なテレワークの普及促進

国土交通省

国土交通政策

都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等

経済産業省

産業政策

テレワークに係る産業振興

テレワークの普及促進に向けた政府全体の連携(全体像)

現状把握 目標設定

- テレワークの普及状況やテレワーカーの意識・実態調査を実施【総務省・国交省】
- テレワーク推進に関する政府目標を設定【内閣官房IT室】

環境整備

- インフラ整備やテレワーク関係ガイドラインの改定・周知等 【総務省・厚労省】

普及展開

意識改革

- 女性活躍、ワークライフバランス推進
- 国家公務員のテレワーク実施を推進【内閣官房・内閣府】

ノウハウ支援

- テレワーク導入の専門家を企業へ派遣
- 相談センター等による助言等を実施【総務省・厚労省】

導入補助

- 民間企業等に対して導入機器等の費用を助成【厚労省】
- 地域課題解決に資するテレワーク環境のためのサテライトオフィス整備等に関する補助【総務省・国交省】

周知・啓発

- 表彰、セミナー、事例周知【総務省・厚労省・経産省】
- 「地方版IoT推進ラボ」等を通じて、テレワークによる働き方を面的に普及【経産省】
- テレワーク・デイズ、テレワーク月間を通じた普及促進【関係府省】

<テレワーク関係の主な概算要求状況について>

厚生労働省

令和3年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、テレワークを新規に導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

●…………… 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着のための取組 ……………●

1. 雇用型テレワークガイドラインの周知

テレワークガイドラインの周知広報

○テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の作成

○テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

○テレワーク相談センターを設置し、企業等への訪問コンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
○働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。

国家戦略特別区域における導入支援

○国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

○良質なテレワークを新規導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。

3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介

企業向けセミナーの開催

○総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

○総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

テレワーク相談センター事業

○適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要性から、テレワークの導入を検討する企業に対する相談対応や情報提供等を行ったり、ポータルサイトにより一元的な情報を提供する「テレワーク相談センター」を設置する。

【業務内容】

○「テレワーク相談センター」を設置し、テレワークの導入を検討する企業に対する相談対応や情報提供を実施。

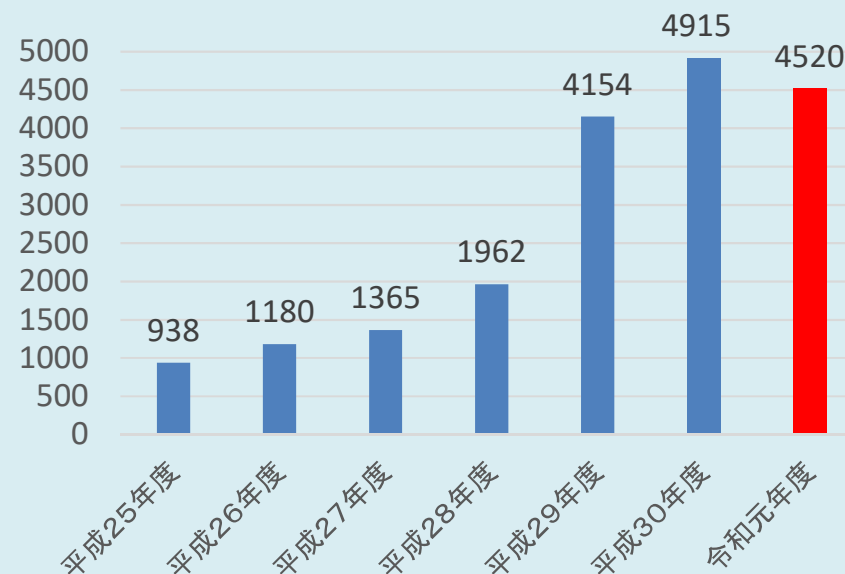
○主な業務内容

- ①テレワークの導入・実施時の労務管理上の課題等について、窓口相談の他、電子メールや電話での質問対応
- ②専門の相談員が企業を訪問して具体的な導入支援を行う訪問コンサルティングを実施
- ③テレワーク総合ポータルサイトの開設・運営（テレワークの導入・実施時のQ&A、パンフレット等の資料や導入事例等を掲載）
- ④中小企業や地方企業への普及促進のための周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）

※令和3年度から、働き方改革推進支援センターと連携し、個別相談等の共同実施、専門家への研修を行うことで地域のテレワークに関する相談ニーズに対応

【テレワーク相談センターの相談件数】

※助成金の申請等の相談を除く 資料のダウンロード含む



テレワークに係る地域の相談ニーズについて連携

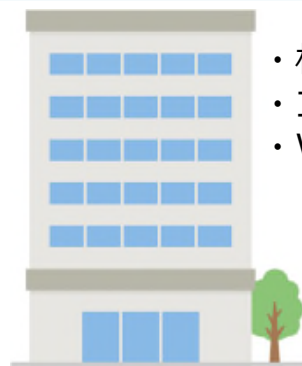
- ・個別相談等の共同実施
- ・専門家への研修



働き方改革推進支援センター

連携

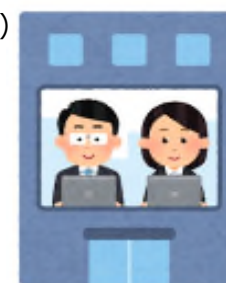
テレワーク相談センター



- ・相談対応（窓口、電話、メール）
- ・コンサルティング訪問
- ・Webサイトでの情報提供

支援

企業



適正な労務管理下におけるテレワークの実施



令和3年度 適正なテレワークの導入・定着促進事業《概要》

(旧事業名:テレワークの普及促進に向けた気運の醸成)

令和3年度概算要求額 (令和2年度予算額)
46,429千円 (110,139千円)

- テレワークは時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするものであり、地方創生、女性活躍等の様々な観点からもその推進が求められている。
- 普及に当たっては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に基づき策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日策定)(以下「テレワークガイドライン」と記載)を周知する等により、テレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。
- 令和2年5月4日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において示された「新しい生活様式」の実践例においても、働き方の新しいスタイルとして「テレワークやローテーション勤務」が掲げられている。
- テレワークは、長時間労働に陥りやすいと指摘されていることや、情報機器作業による健康障害も懸念されることから、過重労働や健康障害を発生させず、安定的な雇用のもとで、適切な労働条件下における良質なテレワークを普及させる必要がある。
- こうした背景を踏まえ、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を促進し、労働災害の防止や多様な人材の活躍・雇用の継続を図るために、テレワークの普及促進に向けたセミナー・表彰制度等を実施する。

企業向けテレワークセミナー

○テレワークに関する労務管理等の留意点等についてセミナー(オンライン)を開催。

- ・テレワークガイドラインに沿ったテレワークの実施方法
- ・セキュリティ管理の留意点
- ・新型コロナウイルス感染症対策として緊急的にテレワークを導入した企業の事例紹介

(総務省のセミナーと連携)

テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 ～ 輝くテレワーク賞 ～

○平成27年度より実施。

テレワークの活用によりワーク・ライフ・バランスの実現を図る先進的な取組を行っている企業等を表彰。

その取組を広く周知することにより、適正なテレワークという働き方を普及させるとともに、導入が進んでいない企業等の取組を促し、テレワークの一層の推進を図る。

(総務省の表彰と連携)

テレワークガイドラインに沿った適正なテレワークを普及・促進

テレワークガイドラインの周知広報

- ・テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての注意すべき注意点について周知・啓発

テレワークモデル就業規則の作成・配布

⇒過重労働による健康障害の防止

⇒労務管理に関する施策の推進

⇒雇用の安定

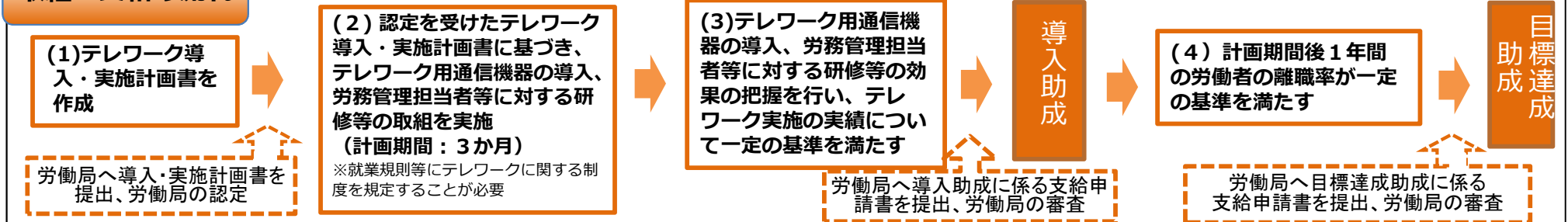
人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

趣旨・背景

令和3年度概算要求額 2,520,000千円（ 0千円）

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着が必要
- このため、良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

取組・支給の流れ



助成内容

1

支給対象の取組

認定を受けたテレワーク導入・実施計画書に基づき、下記のいずれかの取組を実施すること。
※就業規則等にテレワーク（在宅勤務又はサテライトオフィス勤務）に関する制度を規定することが必要

- テレワーク用通信機器の導入
- 労務管理担当者、労働者に対する研修
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則等の作成・変更

2

助成額（導入助成） 下欄のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

テレワーク実績基準	助成率、上限
・評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する - 又は ・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする	助成率30%、 上限額100万円

3

助成額（目標達成助成） 下欄の離職率に関する目標を満たした事業主に支給

離職率目標	助成率、上限
・計画期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下 - かつ ・計画期間後1年間の離職率が30%以下	助成率20% <35%>、 上限額100万円

生産性要件を満たした場合は<>の割合を支給

総務省

令和3年度総務省テレワーク関連予算概算要求

○ テレワーク普及展開推進事業

【R2当初予算 2.5億円、R3要求額 6.0億円】

- ・テレワークの全国的な定着に向け、「テレワーク・デイズ」等の広報を通じたテレワークの呼びかけ、機運醸成や先進事例の収集・表彰を通じた普及啓発活動等を実施。
- ・中小企業を支援する団体と連携した「テレワーク・サポートネットワーク」による地域での支援体制の整備・運用や、専門家（テレワークマネージャー）派遣を通じたシステム・情報セキュリティ等に関する相談対応により、企業等のテレワーク導入を支援。

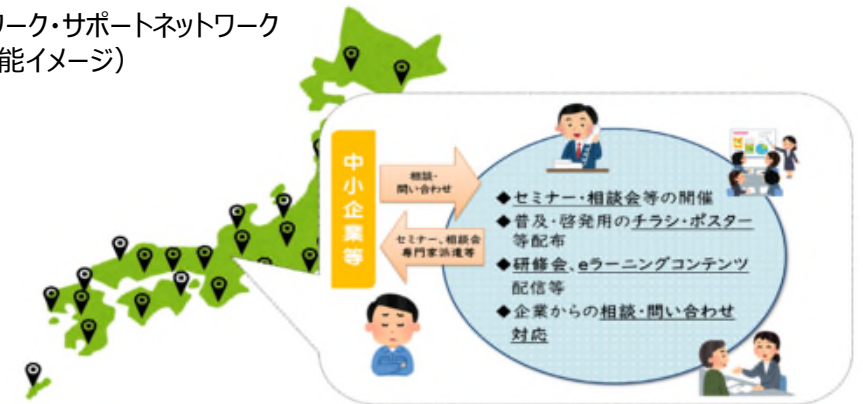
テレワーク・デイズ等の広報
(テレワーク・デイズ2019ポスター)



先進事例の収集・表彰
(テレワーク先駆者百選・総務大臣賞)



テレワーク・サポートネットワーク
(機能イメージ)



○ デジタル活用環境構築推進事業(新規)

【R3要求額 10.0億円の内数】

- ・民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行うおうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

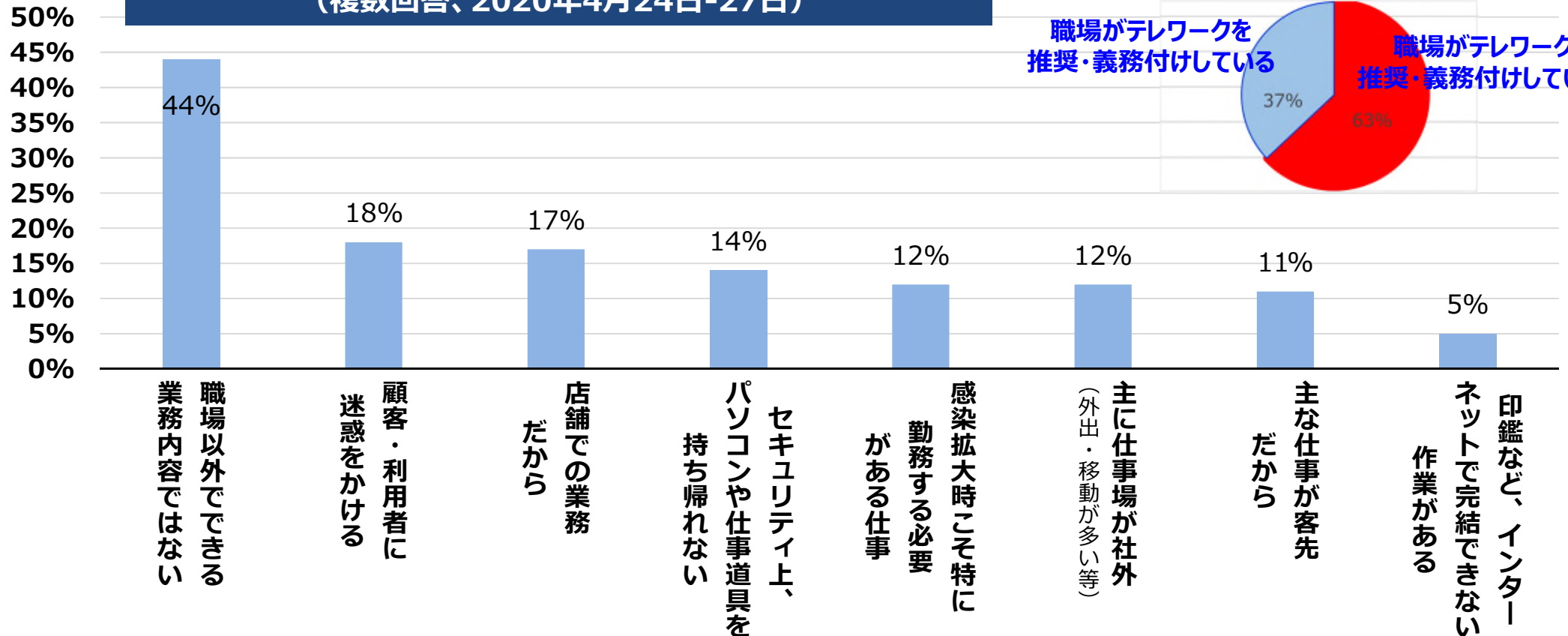
経済産業省（テレワーク関連施策）

職場がテレワークを推奨・義務付けしていない理由

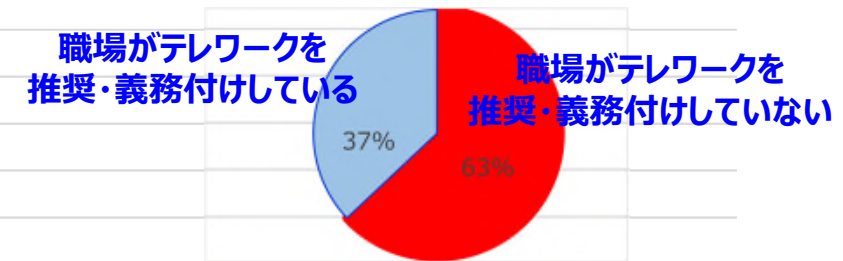
- 職場がテレワークを推奨・義務付けしていない割合が約 6 割に上るとの実態
- 職場がテレワークを推奨・義務付けしていない理由を尋ねると、「職場以外でできる業務内容でない」（44%）が最も多い一方、「セキュリティ上、パソコンや仕事道具を持ち帰れない」（14%）「印鑑などインターネットで完結できない作業がある」（5%）を挙げる回答も存在。

職場がテレワークを推奨・義務付けしていない理由 (複数回答、2020年4月24日-27日)

回答割合



最近2週間のテレワーク実施状況 (2020年4月24日-27日)



(注) 日本国内在住の18-69歳男女のうち、経営者・会社員・公務員・自営業を対象に実施したアンケート調査。(有効回答数62,591名)

職場がテレワークを推奨・義務付けしていないと回答した者(39,448名)に対する質問への回答結果。

(出所) LINE株式会社「新型コロナウイルス テレワーク調査(第1回)」等を基に作成。(第38回未来投資会議資料1基礎資料(R2.5.14)及びLINE社資料より引用)

テレワーク導入に必要な主なアプリ（例）

Web会議システム



○音声だけの電話会議に比べて、顔が見えて資料も共有が可能。

（例）○少人数の会議：LINE、Skype、Facetime等

○中～大人数の会議：Microsoft Teams、Webex、Slack、F-chair + 等

ビジネスチャット



○メールより、リアルタイムコミュニケーションを取りたいといった、社員同士、上司等とのやりとりが直ぐに可能。

（例）Chatwork、Slack、LINE WORK、WowTalk 等

グループウェア



○スタッフのスケジュールの共有などに便利。スマートフォンなどで手軽に利用可能。

（例）サイボウズOffice、denknet's Neo、Garoon、ZAISEKI、F-chair + 等

オンラインストレージ



決裁ワークフロー



○社員同士で手軽にファイルを共有、一元化、外出先からファイルが見たい、重要ファイルのバックアップ等。

（例）Fleekdrive、HOME クラウドストレージサービス type-S2
たよれーるどこでもキャビネット、Microsoft Teams

中小機構



ここからアプリ(テレワーク)で検索

Coco APP

中小企業デジタル化応援隊事業

中小企業 デジタル化応援隊事業

デジタル化? IT活用? どこから手を付ければ良いのかわからない

ECサイト構築など 専門家の アドバイスが欲しい

テレワーク・オンライン会議導入 検討するも、先に進まない

全国の中小企業のIT化を 専門家が徹底サポート

デジタル化を促進したい中小企業と スキルを活かしたいIT専門家を募集します。

デジタル化・IT活用に悩む 全国の中小企業 × フリーランス、副業、兼業の IT専門家

中小企業デジタル化応援隊事業とは?

全国の中小企業・小規模事業者のさまざまな経営課題を解決する一助として、デジタル化・IT活用の専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

要件を満たす支援を提供したIT専門家に対して、最大3,500円/時間(税込)の謝金が事務局から支払われるため中小企業は通常の時間単価から上記金額(最大3,500円/時間(税込))を差し引いた金額でデジタル化推進のための支援を受けることができます。

※ IT専門家の時間単価は、中小企業とIT専門家の契約により決定されます。

※ 中小企業の実費負担が最低500円/時間(税込)以上あることが謝金支払の要件になっています。

相談費用の一部を国が負担!

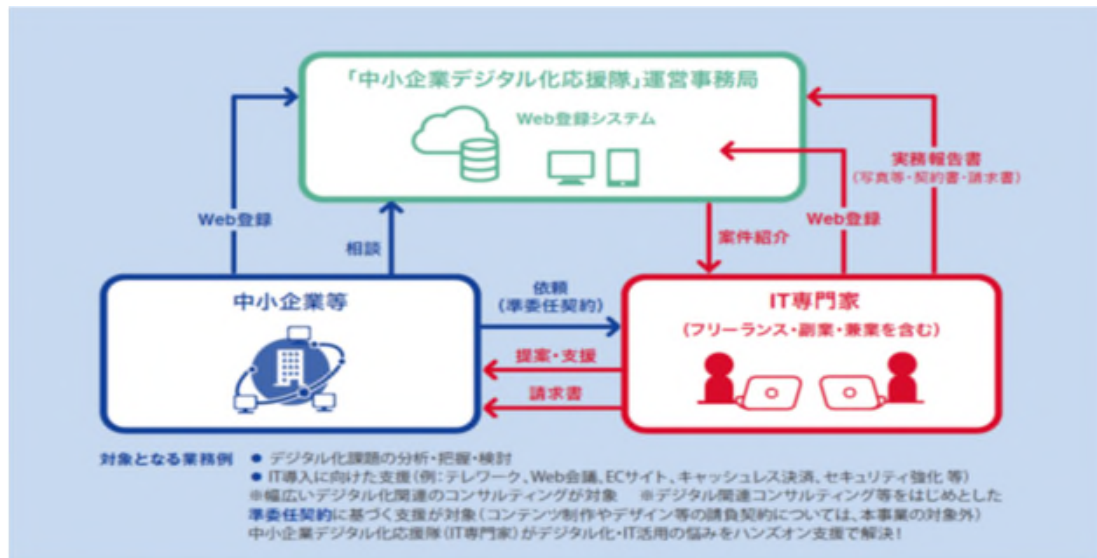
✓ ~3500円/時まで

※企業側は、500円以上/時の負担が必要です。
※IT専門家に対してお支払します。

✓ 1案件あたり最長6か月、
1企業あたり計30万円まで

※2021年2月末までの支援が対象です。

例: 4,000円/時間単価(税込)のIT専門家と40時間の支援を内容とする準委任契約を締結した場合、中小企業の実費負担は500円(税込)×40時間=20,000円(税込)、専門家への謝金額は140,000円(税込)



IT専門家募集について	中小企業等募集について
事業実施期間	2020年9月1日(火)~2021年1月31日(日) (支援事業実施期間2020年9月1日(火)~2021年2月28日(日)) ※本事業への登録は2020年9月1日から可能です。なお本事業のIT専門家による企業案件完了の期限が2021年2月28日までとなっておりますので、それまでにIT専門家登録~中小企業との契約締結~支援活動完了を行っていただく必要があります。
IT専門家の範囲	中小企業等の範囲
- 個人として本事業への参加を希望するフリーランス・副業・兼業の方 - 中小企業等経営強化法に定められた認定情報処理支援機関としての認定を受けた法人に所属する者(なお、認定情報処理支援機関が自社に所属する者にIT専門家として活動させる場合は、予め事務局が指定する様式に基づき、本事業に参加する認定情報処理支援機関として登録を行うものとする。)	業種・組織形態、●資本金、●従業員数に関する詳細は、Webサイトを参照してください。

当事業参加による効果・メリットは?

IT専門家の方

- ✓ 相談に対応できるスキルや知識があれば特別な資格などは問いません!
- ✓ 副業・兼業として専門知識やスキルを活かせます!
- ✓ 「ここからアプリ」や「支援提供パッケージ」等の提供により、IT専門家の効率的な活動をバックアップします!
- ✓ オンサイト支援だけでなくオンライン支援もOK 幅広い支援案件が謝金対象!

中小企業・小規模事業者の方

- ✓ スキルや専門知識のあるIT専門家をご紹介! また謝金制度により通常よりもリーズナブルに支援が受けられます!
- ✓ 「テレワーク」の始め方をわかりやすく教えます!
- ✓ 「電子マネー」導入方法を伝えられます!
- ✓ 「チャットツール」で社内コミュニケーション活性化のお手伝いをします!

IT導入を検討中の皆様へ

経営状況を「見える化」したい
業務を自動化したい
働き方を改革したい

IT導入による業務効率化を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など
付加価値向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建築業等も対象。

事業類型	A類型	B類型	特別枠(C類型)
補助上限額・ 下限額	30万～150万円未満	150万～450万円	30万～450万円
補助率	1/2		2/3又は3/4
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等		左記のものに加えPC・ タブレット等のレンタル費 用が対象

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域
別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件（一部事業者は加算要件）とします。

令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算及び令和2年度2次補正予算で
中小機に措置

IT補助金活用イメージ

特別枠

新型コロナウイルス対応「特別枠」の創設

- ✓ 補助率を甲の場合は2/3、乙または丙の場合は3/4に引き上げ
- ✓ ハードウェアレンタル費を補助対象化
- ✓ 補助対象経費の1/6以上が以下の甲・乙・丙対応したIT投資を
することが必要

甲 サプライチェーンの毀損への対応
乙 非対面型ビジネスモデルへの転換
丙 テレワーク環境の整備

成果

採択事業者平均で、
労働生産性が**24%増加**、売上が**16%増加**、
勤務時間は**2%減少**

成功事例

事例①

事務業務担当の変更や後継者問題など、長年の勘から脱
却するべく、補助金を活用して販売管理システムを導入。売
上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の**見える
化**を行い、**売上が増加**した。

事例②

補助金を活用し、勤怠管理ツールを導入。タイムカードと給与
管理システムを連動させることで、入力・集計作業が毎月10
時間ほど短縮。社内規定の見直しなども行い、**更なる社員の
モチベーションアップ**につながった。

<令和元年度補正・令和2年度補正予算IT導入補助金の今後のスケジュール>

公募開始 : 令和2年5月11日（月）

応募締切※ : 令和2年10月2日（金） 17:00まで

令和2年11月2日（月） 17:00まで

応募方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局
ホームページ



※令和2年11月2日（月）の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

2020/10/9 時点

（制度内容・予定は変更する可能性があります）

ナビダイヤル：0570-666-424（通話料がかかります）

IP電話等：042-303-9749

受付時間 9:30-17:30（土・日・祝日を除く）

国土交通省

令和3年度都市局概算要求より抜粋

都市構造再編集集中支援事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業

○ 大都市の職住近接拠点や、中核都市の副次拠点、地方都市の中心市街地の生活圏におけるテレワーク拠点の整備に対して支援。

都市構造再編集集中支援事業

補助対象事業（高次都市施設）

○地域交流センター
○観光交流センター
○まちおこしセンター
○子育て世代活動支援センター
○複合交通センター

+

○テレワーク拠点施設
（コワーキングスペース等）

防災・省エネまちづくり緊急促進事業

事業要件（選択要件）

○防災対策（雨水対策、帰宅困難者支援等）
○環境対策（環境緑化対策等）
○子育て対策（適宜性向上等）
○生産性向上（BIMの導入）

+

○働き方対策
（コワーキングスペース等テレワーク拠点の整備）

空き店舗の活用

空きビルの活用

再開発等による整備

○ 職住近接の生活圏の形成のため、「まちなかウォークブル区域」に小規模な生活関連施設を整備する場合、都市構造再編集集中支援事業における支援要件を緩和。

【介護施設】（約140㎡）

【子育て施設】（約150㎡）

官民連携まちなか再生推進事業

○ 官民の多様な関係者の連携のもと、都市の魅力向上をさせ、官民の人材が参画するエリアプラットフォームによるまちづくりビジョンの策定やビジョン実現に向けた取組を支援。

○ ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備を支援対象に追加。

（支援対象イメージ）官民のまちづくりビジョンに基づいた新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設



都市再生整備計画事業

① 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）に「ワーケーション拠点施設」を追加。

○地域交流センター
○観光交流センター

○まちおこしセンター
○子育て世代活動支援センター

○複合交通センター

+

○ワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）

② 令和2年度に制度化された「文化観光推進法の規定に基づく地域計画※」関連の区域が観光等地域資源活用計画関連まちづくりの施行地区であることを明確化。
※文化観光推進法（令和2年5月施行）の規定に基づき、文化観光拠点施設（博物館、美術館、社寺、城郭等）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画。

③ 歴史的風致維持向上計画関連のまちづくりに対する国費率の嵩上げ措置（40%→45%）を5年間延長。

歴史的風致維持向上計画関連区域

文化観光推進法の規定に基づく地域計画関連区域

文化観光拠点施設

ワーケーション拠点施設

観光交流センター

室内看板

駐車場

歩行者空間の創出

古民家を活用したコワーキングスペース

ワーケーション拠点施設の整備等による観光地の再興

老朽ストック活用リノベーション等推進ファンド事業（創設）

○ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対する金融支援制度を創設。

（支援対象イメージ）建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース



16

内閣府地方創生推進室

地方創生テレワークの推進

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークが普及し、地方移住への関心が高まるなど国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク(地方創生テレワーク)を強力に推進し、魅力あるしごとを地方につくり出すとともに、東京圏への一極集中是正を図る

東京に
立地する企業



働き手



「三方良し」となる
地方創生テレワークを推進し、
東京圏への一極集中の是正等に貢献

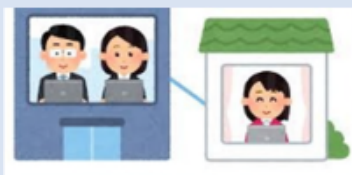


地方

東京企業・働き手が地方で東京の業務を行う
新しい働き方を実現



サテライトオフィス
・シェアオフィス



テレワーク

(括弧内は3年度要求額)

【地方創生テレワークの推進に向けた主要な支援策】

○地方創生テレワーク交付金の創設【新規】

交付金を創設し、地方創生テレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組（サテライトオフィスの整備等）を支援
(150.0億円)

○地方創生テレワーク推進事業【新規】

地方創生テレワークを推進するため、企業・自治体を結ぶ情報提供体制の強化、企業による取組の見える化等に向けた調査・広報等による環境整備を実施
(4.0億円)

○地方創生移住支援事業の対象拡充

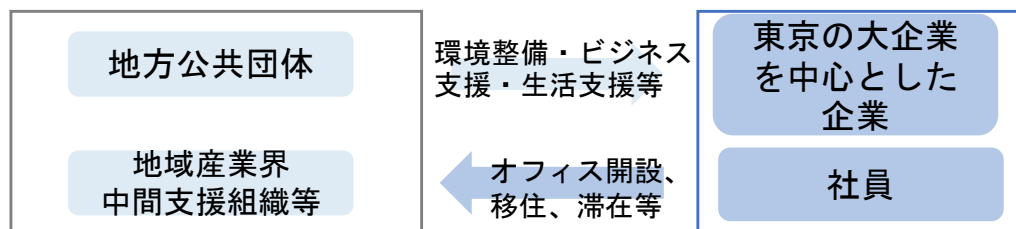
子育て、介護等の事情により、東京の会社員が地方に移住して、テレワークにより引き続き東京の業務を行う場合も支援

地方創生テレワーク交付金（仮称）（内閣府地方創生推進室）

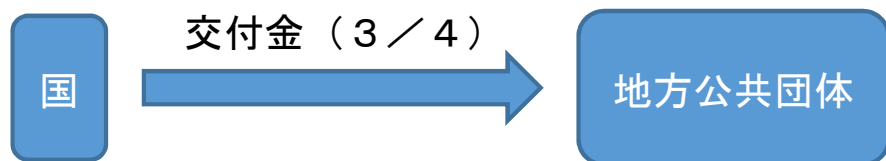
令和3年度予算額 150.0億円【うち要望枠150.0億円】
（新規）

事業概要・目的

- 新型コロナウイルス感染症をきっかけに全国で約3割以上の方々がテレワークを経験し、地方移住等への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動も変容してきています。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、このような変化も活かし、地方でのサテライトオフィスの開設、テレワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京圏への一極集中を是正するとされています。
- このため、国は交付金を創設し、地方創生テレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援します。



資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）により新しいひとの流れを創出するための計画を地方公共団体が策定。計画掲載事業の実施に対し、国が交付金により支援。

【具体例】

- ① 地方創生テレワークを実施する個人や企業への支援等
第二の故郷として、または、子育てや介護を理由として、地方公共団体の区域内に移住・滞在して地方創生テレワークを実施する個人を支援する事業（コワーキングスペースの開設、移動等に対する助成等）や、地方公共団体の区域内に拠点を開設して地方創生テレワークを実施する企業を支援する事業（サテライトオフィスの整備・運営、企業の施設整備・改修、施設賃借、システム導入、管理運営、移住、移動、採用等に対する助成等）等
- ② 地方創生テレワークの効果を増進する関連事業
①と併せて実施する居住、教育、健康医療、交通等の環境整備や企業誘致・地域プロモーション事業等

期待される効果

- 地方サテライトオフィス開設、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、分散化により社会のレジリエンスを向上させます。

地方創生テレワーク推進事業（仮称）（内閣府地方創生推進室）

令和3年度予算額 4.0億円【うち要望枠2.0億円】
（新規）

事業概要・目的

- 新型コロナウイルス感染症をきっかけに全国で約3割以上の方々がテレワークを経験し、地方移住等への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動も変容してきています。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、このような変化も活かし、地方でのサテライトオフィスの開設、テレワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京圏への一極集中を是正するとされています。
- このため、国は委託事業により、地方創生テレワークの推進による地方への新たなひとの流れの創出に向けた環境整備を行います。

地方公共団体

地域産業界
中間支援組織等

環境整備・ビジネス
支援・生活支援等

← オフィス開設、
移住、滞在等

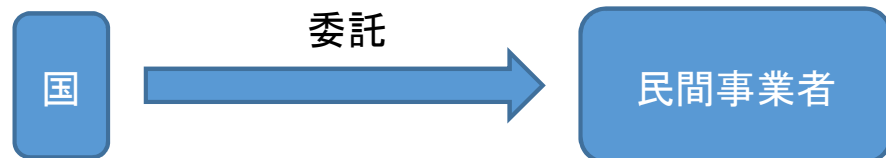
東京の大企業
を中心とした
企業

社員

事業イメージ・具体例

- ① 地方へのサテライトオフィス設置や社員移住等の後押しに向けた取組を実施又は検討中の企業と、そのようなサテライトオフィスや社員等の呼び込みを図る自治体とを結ぶ情報提供体制の整備を行います。
- ② 地方創生テレワークに向けて社内制度整備等を進める優良企業の取組の見える化等、地方創生に資するテレワーク推進に向けて必要な取組や好事例の調査・分析及び広報等を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 地方サテライトオフィス開設、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、分散化により社会のレジリエンスを向上させます。

令和2年1月29日第9回テレワーク関係府省連絡会議配付資料

令和2年度政府予算案におけるテレワーク関係施策

令和2年度におけるテレワーク関係施策①

1. 目標設定・現状把握

- テレワークの普及状況（テレワーカー数、テレワーク導入企業数等）やテレワークに関連する各種データを整理・把握するとともに、新たなKPIを検討して企業や地方自治体等におけるテレワークの導入に向けた目標設定を行う。

（関連予算）

- ・ 情報通信政策のための統計（通信利用動向調査） [31年度79百万円の内数]（総務省）
- ・ テレワーク人口実態調査 [2年度15百万円]（国土交通省）

2. 環境整備

- 平成29年度に改定した以下のガイドラインについて周知啓発を図る。
 - 「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（厚生労働省）
 - 「テレワークセキュリティガイドライン（第4版）」（総務省）

令和2年度におけるテレワーク関係施策②

3. 普及展開

3-1. 意識改革

- 女性活躍・ワークライフバランスを推進
- 国家公務員のテレワーク実施を推進（内閣官房、内閣府）

3-2. ノウハウ支援

- テレワーク導入を検討する企業への支援体制の構築

地域の中小企業等に対し、テレワーク導入の支援を行い、相談の相互連携ができるネットワーク機能を担う「テレワーク・サポートネットワーク(仮)」を全国に設置するとともに、テレワーク導入を希望する企業等にICTや労務管理の専門家を派遣。

（関連予算）

- ・テレワーク普及展開推進事業 [2年度248百万円の内数]（総務省）

- 相談センター等による助言等を実施

（関連予算）

- ・テレワーク相談センターの設置事業 [2年度47百万円の内数]（厚生労働省）
- ・国家戦略特区のテレワークに関する援助事業 [2年度58百万円]（厚生労働省）

令和2年度におけるテレワーク関係施策③

3. 普及展開

3-3. 導入補助

○ 民間企業等に対して導入機器等の費用を助成

(関連予算)

- ・ 時間外労働等改善助成金（テレワークコース） [2年度96百万円]（厚生労働省）

○ 地域課題解決に資するテレワーク環境のためのサテライトオフィス整備に関する補助

(関連予算)

- ・ 地域IoT実装・共同利用総合支援施策 [2年度400百万円の内数]（総務省）
- ・ 社会資本整備総合交付金を活用した施設整備等によるテレワークの支援 [2年度7,627億円の内数]（国土交通省）

令和2年度におけるテレワーク関係施策④

3. 普及展開

3-4. 周知・啓発

○ テレワーク・デイズ、テレワーク月間を通じた普及促進

【テレワーク・デイズ2019】（7月22日(月)～9月6日(金)）

2020年の東京オリンピックの開会式が予定されている7月24日を「テレワーク・デイ」と位置付け、全国一斉のテレワークを呼びかけ。

令和元年度は期間中を「テレワーク・デイズ2019」として2020オリパラ前の本番テストと位置づけて実施。

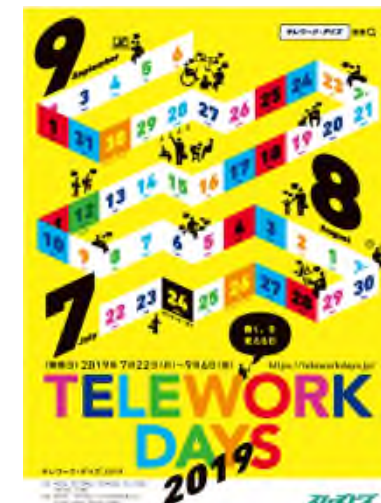
【テレワーク月間】（11月）

11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及啓発に向けた広報等を集中的に実施。

（関連予算）

- ・ テレワーク普及展開推進事業 [2年度248百万円の内数]（総務省）
- ・ テレワークの普及促進に向けた気運の醸成事業 [2年度110百万円の内数]（厚生労働省）

令和元年度の周知ポスター



令和2年度におけるテレワーク関係施策⑤

3. 普及展開

○ 先進事例の表彰

テレワークの導入・活用を進めている企業・団体等を表彰。

（総務省：「テレワーク先駆者百選」、厚生労働省：「輝くテレワーク賞」等）

（関連予算）

- ・テレワーク普及展開推進事業 [2年度248百万円の内数]（総務省）
- ・テレワークの普及促進に向けた気運の醸成事業 [2年度110百万円の内数]（厚生労働省）

○ セミナーの開催等

テレワーク導入の要となる「ICT利活用」、「労務管理」、「導入事例」等に関するセミナーを、総務省と厚生労働省で協力して全国で開催。セミナー会場では、テレワーク導入を検討する企業等の個別相談会の開催も予定。

（関連予算）

- ・テレワーク普及展開推進事業 [2年度248百万円の内数]（総務省）
- ・テレワークの普及促進に向けた気運の醸成事業 [2年度110百万円の内数]（厚生労働省）
- ・サテライト・オフィスマッチング支援事業 [31年度10百万円]（総務省）

○ テレワーク導入事例の周知

各省で収集したテレワークの事例をWebサイト上で連携し、優良事例や先進事例へのアクセスを容易にし、周知を図る。

（関連予算）

- ・テレワーク普及展開推進事業 [2年度248百万円の内数]（総務省）

○ 「地方版IoT推進ラボ」等を通じた面的な普及展開（経済産業省）

令和二年度第一次補正予算・第二次補正予算案 におけるテレワーク関係施策について

第一次補正予算（令和2年4月30日成立）

（各省HP一次補正予算概要資料より抜粋）

（総務省）

- ・在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする情報通信ネットワークの整備
- ・企業及び地方自治体によるテレワーク導入の促進

（厚生労働省）

- ・中小企業等におけるテレワーク導入支援

（経済産業省）

- ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設
- ・中小企業デジタル化応援隊事業

■新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～（令和2年4月20日閣議決定）（抜粋）

第2章 取り組む施策 IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

（中略）このため、中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援を拡充（上限額を倍増）するとともに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。あわせて、国家公務員のテレワーク環境整備も進める。（以下略）

- ・働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の拡充（厚生労働省）
- ・テレワークマネージャーによる相談体制の拡充（総務省）
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）【再掲】

（中略）

- ・在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする光ファイバ整備の推進（総務省）

（中略）

- ・中小企業デジタル化応援隊事業（経済産業省）

II. 雇用の維持と事業の継続

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

（中略）

- ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設（経済産業省）

第二次補正予算案（令和２年５月２７日閣議決定）

（各省ＨＰ二次補正予算案概要より抜粋）

（総務省）

・情報通信ネットワークの整備

（５Ｇ等の高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援）

・全国各地域でのテレワークサポート体制の強化

・電子契約等普及促進事業

（厚生労働省）

・中小企業におけるテレワーク導入支援

（経済産業省）

・中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援